

佐賀県新生児聴覚検査機器購入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な支援に繋げ、新生児聴覚検査体制の充実を図ることを目的に、新たに聴覚検査機器を整備する県内の分娩取り扱い施設に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)並びに佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という)は、「佐賀県新生児聴覚検査機器購入支援事業実施要綱」(令和7年6月19日付こ家第1354号)(以下「実施要綱」という)第2条に基づき分娩取り扱い施設が実施する事業とする。

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付の対象経費及び基準額並びに補助率は、次のとおりとする。

補助基準額	対象経費	補助率	補助金額
1 分娩取り扱い施設あたり 2,400 千円	機器本体の購入経費 ※機器本体の購入費に係る消費税及び地方消費税や消耗品費、設置費、運搬費、管理費などの付帯費用は対象外	10 分の 10	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(千円未満切捨て)

(補助金の交付申請)

- 第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の補助金交付申請書は、知事が別に定める期日までに関係書類を添えて提出するものとし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから、当該申請に係る補助金等の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 4 補助金の交付決定を受けた後に、既に決定を受けている申請内容を変更する必要があるときは、交付決定を受けた者は、様式第2号に必要な書類を添えて提出するものとする。

(補助金の交付の条件)

- 第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 法、令、規則及びこの要綱に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の

承認を受けること。ただし、経費の20%以内の変更や軽微な変更については、この限りではない。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用を増加した価格が単価50万円以上の財産については、令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、証拠書類等を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して(5)に定める期間は保管すること。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後1か月以内又は3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第7条 規則第15条第2項に規定する補助金等交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。